

10. 屋外広告業の登録・届出

長野市で屋外広告業を営むには、長野県への屋外広告業の登録とは別に、長野市へ登録をする必要があります。

長野市内に営業所を有しない場合でも、長野市内で屋外広告物の表示・設置に関する工事等を行おうとする場合には登録が必要です。

屋外広告物を表示・設置する際には、屋外広告業の登録を受けている事業者に依頼してください。

「屋外広告業」とは

広告主から広告物の表示、設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行うことです。元請け、下請けの違いは問いません。

市への登録方法

長野市への屋外広告業の登録方法は、次の二通りです。

○長野県に登録した後、長野市に届出（「みなし登録」）をする。

○長野市に直接登録をする。

※「みなし登録制度」…先に長野県へ広告業の登録をすることで、長野市へ広告業の登録をする際に必要な提出書類が簡素化され登録手数料が免除されます。

※長野県へ登録する際には登録手数料が必要です。

詳しくは長野県建設部都市・まちづくり課（026-235-7348）にお問い合わせください。

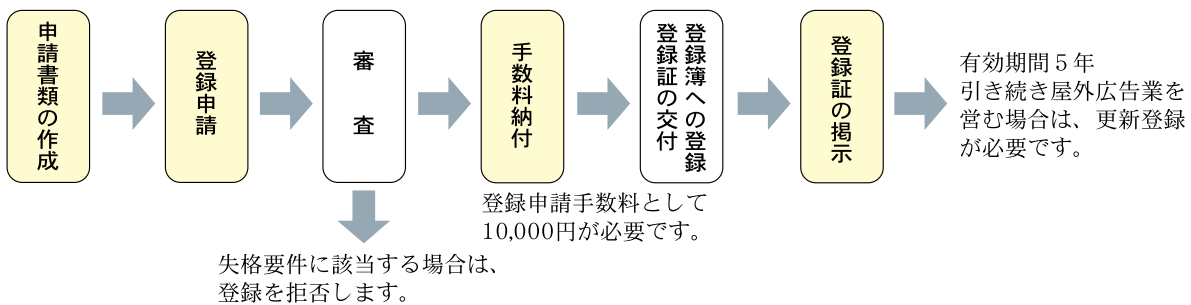
みなし提出書類(県への登録有)

□：登録者の手続き



市へ直接登録(県への業登録無)

□：登録者の手続き



◆登録申請手数料 10,000円

◆提出書類（正副2部提出・郵送の場合は7ページ参照）

○屋外広告業登録申請書

○略歴書(法人の場合は、役員全員の略歴書が必要です。)

○誓約書(法人の場合は、法人としての誓約書及び役員全員の誓約書が必要です。

監査役については、申請書等への記載は不要であり、略歴書及び誓約書も不要です。)

○(法人の場合) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)及び役員の住民票抄本(正:原本、副:コピー可)

○(個人の場合) 申請者の住民票抄本(正:原本、副:コピー可)

○業務主任者の住民票抄本(正:原本、副:コピー可)

○業務主任者の資格を証する書類の写し

業務主任者の設置

屋外広告業の登録を受けた者は、営業所ごとに資格を有する業務主任者を選任し、営業所における法令の規定の遵守等、業務の適正な実施を確保する必要があります。